

業務名 : 令和7年度 奈良中心市街地公共交通活性化協議会運営業務

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目			評価の着目点 判断基準	技術点				
				管理技術者	担当技術者(※4)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※5	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士の資格の内、下記のA又はBの資格を有する。） 技術士資格 A（総合技術監理部門（建設）「道路」）又は（建設部門「道路」） B（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」）又は（建設部門「都市及び地方計画」） ②RCCM（「道路」又は「都市計画及び地方計画」） ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	5	23
	資格・実績等	業務執行技術力①	平成26年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） 同種業務：「公共交通利用促進」業務（※1） 類似業務：「渋滞対策」業務（※1） ①同種業務の実績が2件以上ある（※2） ②同種業務の実績がある ③類似業務の実績がある ④上記①②③以外	①3 ②2 ③1 ④0	①2 ②1 ③0.5 ④0		5	
		情報収集力	地域精通度	平成26年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部又は奈良中心市街地公共交通活性化協議会発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良市内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0		
成績・表彰	専門技術力	企業の業務執行技	令和2年4月1日以降、令和6年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部又は奈良中心市街地公共交通活性化協議会発注の建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※3）（※4）。 ①65点以上（業務成績評定点の平均値-65）×0.2 ②60点以上65点未満（業務成績評定点の平均値-65）×0.4 ③60点未満 -3	Max 7			7	
		業務執行技術力②	近畿地方整備局発注の令和2年4月1日以降、令和6年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の経験について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0		2	
	手持ち業務量※5	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。） ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0		5	5

- ※1 国、地方公共団体又は奈良中心市街地公共交通活性化協議会が発注した業務に限る。
- ※2 契約が異なる複数の業務での実績も可とする。
- ※3 予定価格100万円以上の奈良県県土マネジメント部又は奈良中心市街地公共交通活性化協議会発注業務の業務実績がない場合は65点として評価は0点とする。
- ※4 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。（[測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。）
- ※5 担当技術者を複数もつ場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※6 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	14
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「公共交通の利用促進」について	①ぐるっとバスの見直しの影響を検討する上での着眼点及び検討手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	18	30
		②パーク＆ライドの利用促進策の効果検証を行う上での着眼点及び検証手法について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		12	
	評価テーマ2 「渋滞対策」について	①渋滞要因の分析を行う上での着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	16	28
		②パーク＆ライド等の効果検証手法について、「渋滞対策」の観点から具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		12	

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-	

合計					100
----	--	--	--	--	-----

※※ の評価点は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。